令和4年度進行管理・評価シート 川越市歴史的風致維持向上計画(令和3年3月29日認定)

(最終変更令和4年3月11日)

口進捗評価シート(様式1)

①組織体制(様式1-1)		
1 計画実現のための推進体制	•••••	1
②重点区域における良好な景観を形成する施策	(様式1-2)	
1 都市計画法に基づく措置		2
2 景観計画に基づく措置		3
3 屋外広告物条例に基づく措置		4
③歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に	関する事項(様式1-3)	
1 景観重要建造物等修理費補助事業		5
2 伝統的建造物群保存地区保存整備事業		6
3 歴史的風致形成建造物の保存修理事業		7
4 旧川越織物市場整備事業		8
5 川越市蔵造り資料館耐震化事業		9
6 初雁公園整備事業		10
7 歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイ	イクル構築・・・・・・・・	11
		12
8 川越氷川祭の山車行事保存会等への補助 9 歴史的地区環境整備街路事業(立門前線)		13
10 歴史的地区環境整備街路事業(同心町通	線) •••••	14
11 歴史的地区環境整備街路事業(連雀町新		15
12 歴史的風致維持向上地区修景補助事業		16
13 伝統的建造物群保存地区内の景観補助事		17
14 伝統的建造物群保存地区内保存活動事業		18
15 まちづくり支援事業		19
④文化財の保存又は活用に関する事項(様式1・		
(3-2, 3-5, 3-8, 3-13, 3-14)	こおいて評価)	
⑤効果・影響等に関する報道(様式1-5)		
1 川越市の歴史的風致に関する報道		20
⑥その他(効果等)(様式1-6)		
1 市民・行政による重点区域内での活動	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	21
2 歴史まちづくりの効果		22
口法定協議会等におけるコメントシート(様式2)		23

評価軸①-1 組織体制	
評価対象年	度 令和4年度
項目	現在の状況
計画実現のための推進体制	□実施済 ■実施中 □未着手

本計画の推進に当たっては、引き続き都市景観課において進捗管理を行い、各事業の実施については、歴 史的風致維持向上推進連絡会議の構成部署とともに、連絡、検討を密に行っていく。また、必要に応じて国や 埼玉県と協議を行い、助言や支援を受ける。

川越市歴史的風致維持向上協議会において、事務局である都市景観課、都市計画課、文化財保護課によ 計画に記載 り、計画掲載事業の進捗状況についての報告、意見の聴取等を実施し、計画の実効性を高め、必要に応じて している内容 計画の変更を行うこととする。なお、「川越市歴史的風致維持向上協議会」は平成26年(2014)度に条例として位 置付けられている。

そのほか、必要に応じて関連する審議会(「川越市文化財保護審議会」「川越市都市景観審議会」「川越市伝 統的建造物群保存地区保存審議会」)に対し、実施事業協の報告を行い、客観的な意見を求めるとともに、歴 史的風致維持向上支援法人や各種市民団体と連携することで、より効果的な計画の実現を図る。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

「川越市歴史的風致維持向上協議会」を1回開催(予定)し、実施状況に対する進行管理や進捗状況の報告等に関する協 議を行った。

庁内の連絡会議として、計画調整課と事業担当課による「歴史的風致維持向上推進検討会議」を1回開催し、各事業の進 捗状況の確認、財源確保、国及び他の認定都市の取組みについての情報共有など、連携を強化することができた。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) 進捗状況 ※計画年次との対応 市及び国において財源が厳しい中、いかにして財源を確保し、より効果的に事業の成 果を挙げられるのか、進行管理や進捗評価などの状況を踏まえて、相互に情報交換を ■計画どおり進捗している 口計画どおり進捗していない 行うなど綿密に連携する必要がある。また、今後計画に記載する必要性がある事業の 有無等、適宜庁内で確認を行っていく。

状況を示す写真や資料等

川越市歴史的風致維持向上協議会 【第21回 令和4年2月1日】

主な内容

- (1) 令和4年度進行管理・評価シートについて
- (2) 令和5年度事業予定について
- (3) 現地見学 旧川越織物市場整備事業



協議会の様子



現地見学の様子

歴史的風致維持向上推進連絡会議(事業課調整会議)

事務局 都市計画課 文化財保護課 都市景観課

担当課 政策企画課 財政課 産業振興課 観光課 都市計画課 都市景観課 公園整備課 道路街路課 文化財保護課 博物館 (都市整備課)

【令和4年度 令和4年7月29日】

- ・ 主な内容
- (1) 第2期川越市歴史的風致維持向上計画掲載事業の令和3年度の実績について
- (2) 第2期川越市歴史的風致維持向上計画掲載事業の令和4年度以降の予定について
- (3) 総合計画・実施計画を踏まえた今後の事業予定・見込みについて
- (4) 令和4年度社会資本整備総合交付金の交付申請状況について

都市計画法に基づく措置

□実施済 ■実施中 □未着手

川越市の都市計画は、市域約109.16kmが都市計画区域であり、その内約3割が市街化区域、残りの約7割が 市街化調整区域となっている。

計画に記載している内容

重点区域はすべてが市街化区域となっており、主な用途地域は、伝統的建造物群保存地区を含む中央通り線、川越街道、川越・日高県道などの主要な道路沿いにおける商業地域、その周辺や喜多院界隈等の残りの地域においては第一種住居地域となっている。

この良好な重点区域の市街地の空間の維持向上のため、用途地域の指定に基づき、適切な土地利用の規制 誘導を行い、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく必要がある。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

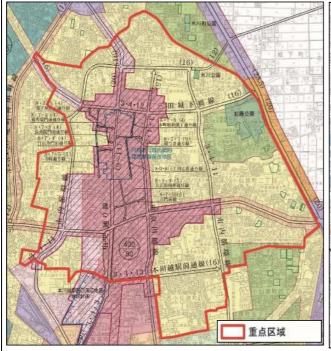
川越十ヵ町地区内の川越名店街、中央通り2丁目商店会、立門前商栄会の3つの商店会で構成されている「昭和の街」において、地区 街づくり推進条例を活用したまちづくり計画が平成30年7月に認定され、地区計画策定に向けた勉強会を開催している。今年度は協議 会との打合せ等を行った。なお、地区計画の策定については、「昭和の街」内に通っている都市計画道路中央通り線の仲町交差点から 連雀町交差点までの約300mを現道幅へ縮小変更する必要があることから、埼玉県と協議を行っている。

進捗状況 ※計画年次との対応

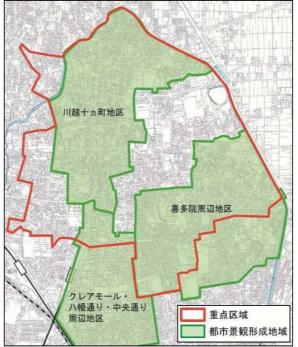
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない 都市計画道路の中央通り線は県道のため、縮小変更については県との調整が必要である。また、地区計画については、良好な都市環境の保全につながるものの、土地活用の権利を制限することなので、関係権利者等の合意形成を図る必要がある。

状況を示す写真や資料等



都市計画と重点区域



(参考) 都市景観形成地域と重点区域

重点区域における良好な景観を形成する施策	
評価対象年度	令和4年度
項目	現在の状況
景観計画に基づく措置	□実施済 ■実施中 □未着手

景観計画では、市内全域を景観計画区域に指定し、大規模な建築物や工作物の届出制度、建築物等の形態意匠などに関する都市 景観形成基準と指導・勧告制度により、良好な都市景観の形成を図っている

特に良好な都市景観を図る必要がある「川越駅西口地区」「川越十ヵ町地区」「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区」「喜多院周 辺地区」の4つの地区を「都市景観形成地域」に指定し、このうち「川越十ヵ町地区」の全域、「クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地 区」「喜多院周辺地区」の一部が本計画における重点区域に含まれている。都市景観形成地域においては、ほぼ全ての建築物や大規 計画に記載 模な工作物が届出対象となり、都市景観形成基準に基づく景観誘導が行われている。

している内容 その中でも、「川越十ヵ町地区」は、川越市川越伝統的建造物群保存地区を包括する旧城下町の範囲となっており、建築物の形態に 周囲の伝統的な建造物と調和することへの配慮や、城下町のシンボルである時の鐘の高さを超えないよう求めるなど、地域に残る自主 的な住まい方のルールを基準に取り入れることで、歴史的町並みの保存を図っている。

加えて、景観重要建造物の指定方針を定め、地域の都市景観の特性上、重要な要素となっている建造物や伝統的な工法等で構築さ れている建造物を景観重要建造物に指定し、修理費に対する助成支援等を実施することにより、歴史的な町並みを形成している建造 物の保存を図っている。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

景観法に基づく委任条例として、平成26年3月に川越市都市景観条例を制定し、同条例に基づき平成26年7月に川越市景観計画を施 行し、景観計画区域内の行為の届出による景観誘導を行った。また、地元との協働で作成した都市景観形成基準の適正な運用のた め、大規模な建築計画の際の事前協議を行った。

【R4】景観重要建造物の現状変更を6件許可し、都市景観重要建築物等から景観重要建造物へ1件指定移行した。

進捗状況 ※計画年次との対応

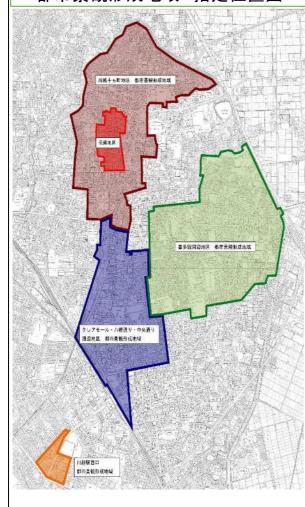
■計画どおり進捗している 口計画どおり進捗していない

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

都市景観形成地域の指定後も、地域と協働で基準の理解・遵守に取り組む必要があ る。住民のまちづくり意欲の継続のため、アドバイザーの派遣などの支援を行う。 ガイドライン等の作成により都市景観形成基準や景観法による届出制度等について、 市民や事業者に対する更なる周知を図る必要がある。

状況を示す写真や資料等

都市景観形成地域 指定位置図



景観法及び川越市都市景観条例に基づく届出件数

都市景観形成地域 (直近4年間)

1 川越十ヵ町地区

【R1】41件 【R2】33件 【R3】25件 【R4】34件

2 クレアモール・八幡通り・中央通り周辺地区

【R1】28件 【R2】22件 【R3】28件 【R4】13件

3 川越駅西口地区

【R1】1件【R2】0件【R3】3件【R4】3件

4 喜多院周辺地区

【R1】24件【R2】27件【R3】29件【R4】48件

川越市都市景観条例(旧条例)に基づく 都市景観重要建築物等の現状変更行為届出件数

届出件数

【H24】10件 うち補助金交付件数 9件

【H25】7件 うち補助金交付件数2件

【H26】17件 うち補助金交付件数12件

【H27】7件 うち補助金交付件数7件

景観法に基づく景観重要建造物の現状変更行為届出件数

届出件数

【H28】 6件 うち補助金交付件数5件

【H29】10件 うち補助金交付件数10件

うち補助金交付件数11件 【H30】11件

[R1] 9件 うち補助金交付件数9件 [R2] 8件 うち補助金交付件数8件

うち補助金交付件数3件 (R3) 4件

(R4)

うち補助金交付件数6件 6件

景観法に基づく景観重要建造物の新規指定件数

【H28】4件【H29】0件【H30】1件 【H27】 4件

【R1】 0件 【R2】0件 【R3】 1件 【R4】0件 合計10件

都市景観条例に基づく 都市景観重要建築物等の指定件数

指定件数 76件

景観重要建造物への指定移行 48件

評価軸2-3 点区域における良好な景観を形成する施策

令和4年度 項目 現在の状況 口実施済 屋外広告物条例に基づく措置 ■実施中 口未着手

川越市は、平成15年(2003)の中核市への移行を機に、川越市屋外広告物条例を施行し、禁止地域の指定や 許可制度により、屋外広告物による都市景観への影響をコントロールし、良好な都市景観の形成を図ってい

計画に記載 具体的には、河川・湖沼の区域、古墳や墓地、寺社や教会、伝統的建造物群保存地区内、国・県の指定する文 している内容 化財建造物の敷地とその周辺100m以内の地域などを禁止地域等に指定し、一般広告物の掲出の禁止と、大 規模な自家広告物の制限により、良好な都市景観の形成と歴史的風致の維持に努めている。

重点区域内においては、伝統的建造物群保存地区、喜多院や氷川神社社殿等の文化財の敷地及びその周 辺、第一種低層住居専用地域、庁舎の敷地等が禁止地域等となる。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

市民ボランティアと共に違反屋外広告物の簡易除却を進めている。

平成26年7月に施行された景観計画に屋外広告物に関する事項を記載し、方向性を示した。

安全への配慮や適正な掲出を促すため、川越市屋外広告物条例施行規則を改正し、令和3年7月1日より許可申請時に 屋外広告物等点検結果確認書の添付を義務付けた。

進捗状況 ※計画年次との対応

■計画どおり進捗している 口計画どおり進捗していない

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) 違反物件に対し指導を行っているが、古いものは所有者の特定が困難なものも多く、設置時の 早期の発見と指導が重要である。市民による簡易除却は一定の成果が上がっているものの、根 絶には至らないでいる。屋外広告物条例の更なる周知や、市民ボランティアの拡大等の取り組 みが必要である。

状況を示す写真や資料等

□屋外広告物事務

	□許可届出	件数			□違反屋外	広告物除却	数		備考
年度	更新許可	新規許可	業の特例届出	除却届	はり紙	はり札	立看板	合計	
令和元年度	124件	63件	35件	44件	418枚	4,382枚	282枚	5,082枚	コロナ禍以前
令和2年度	128件	49件	44件	46件	105枚	3,344枚	227枚	3,676枚	
令和3年度	125件	51件	28件	21件	15枚	2,009枚	164枚	2,188枚	
令和4年度	131件	54件	45件	42件	115枚	1,777枚	154枚	2,046枚	

□簡易除却市民団体和数

26団体 132名

□違反路上屋外広告物等是正指導パトロール

令和4年度

クレアモール周辺の商店街に対し、啓発チラシを送付し、配布を依頼した。 また、一番街周辺の商店に対して、違反路上屋外広告物の是正指導を行った。

3-1 <u>歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</u> 評価対象年度 令和4年度 現在の状況 口実施済 景観重要建造物等修理費補助事業 ■実施中 口未着手

事業期間 平成27年度~令和12年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度~令和6年度)、市単独事業

計画に記載 している内容 景観重要建造物等の保存整備において、主要構造部と外観に係る修理費用等に対する補助を実施する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成27年に川越市景観計画を策定し、景観重要建造物の新規指定を開始し、「川越市景観重要建造物等保存事業補助 金交付要綱」に基づき所有者へ外観保存のための支援を開始した。旧川越市都市景観条例(自主条例)(平成元年~平成 26年)での都市景観重要建築物(76件)も景観重要建造物への指定移行を進め、支援を行っている。

【令和3年度までの累計】新規指定 10件、都市景観重要建築物からの移行指定 47件、修理件数 148件 |【令和4年度】新規指定 0件、都市景観重要建築物からの移行指定 1件、修理件数 6件

進捗状況 ※計画年次との対応 実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) 伝統構法での修理が可能な技術者の確保が難しくなってきており、職人の技術継承の ための措置について検討を行う必要がある。 ☑計画どおり進捗している 所有者の高齢化が進んでおり、事業の継承や建物の維持管理費の負担が難しい案件 口計画どおり進捗していない が増えつつある。景観重要建造物を良好な状態で保存しながら利活用するためには、 引き続き修理費の支援を行う他、民間活力の活用を促すマネジメントサイクルの構築が 必要である。

鈴木薬局 |屋根、雨樋、ショーケース廻りの修理







修理前

竹内家 |屋根・外壁の修理









修理前

修理後

修理後

377		-1/	2	^
- 4	ш	111	<u> 5</u>)-	Z

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	現在の状況
伝統的建造物群保存地区保存整備事業	□実施済 ■実施中 □未着手

評価対象年度

令和4年度

事業期間 平成23年度~令和12年度

国宝重要文化財等保存·活用事業費(重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助)(平成23年度~ 支援事業名 令和12年度)

計画に記載

修理事業として、伝統的建造物の外観の復原、現状維持及びそれに必要な構造補強等に要する経費に対し て、国庫補助を活用し、補助事業を実施している。なお、伝統的建造物として、136件(令和5年3月現在)が特 ョーに記載 している内容 定されている。

また、伝統的建造物以外の建築物等に対しては、伝統様式に準じた外観の整備に要する経費を、修景事業と して国庫補助を活用し、補助事業を実施している。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和4年度においては、現状変更行為の許可件数は36件であった。補助事業は、国庫補助事業の修理4件、市単独事 業として応急修理3件を実施し、助成額は計15,460,000円であった。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	伝統的建造物の保存修理や新築修景等により町並みの保存整備に成果が表れてきているが、歴史的風致の維持向上のため、さらに未特定の伝統的建造物の調査及び特定を進める必要がある。

状況を示す写真や資料等

小林家住宅住居棟修理事業



【修理前】



【修理中】



【第2期工事完了後】

山崎家住宅店蔵修理事業



【修理前】



【修理後】

小谷野家住宅土蔵修理事業



【修理前】

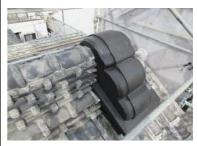


【修理後】

大畑家住宅主屋修理事業



【修理前】



【修理後】

評価軸③−3 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 項目

評価対象年度 令和4年度 現在の状況

口実施済

歴史的風致形成建造物の保存修理事業

■実施中 口未着手

事業期間 令和2年度~令和12年度

社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成25年度~平成26年度)、社会資本整備総合交付 金(街なみ環境整備事業)(平成27年度~令和6年度)、市単独事業

重点区域においては、国指定文化財だけでなく、多くの国の登録有形文化財・県指定文化財・市指定文化財が 計画に記載 点在しており、歴史的風致の形成に大きく貢献している。それらの貴重な文化財を保護していくためには、重点 している内容 区域内の文化財を歴史的風致形成建造物に指定し、文化財の状況に応じて保存のための適切な修理等を行 う必要がある。このため、これらの建造物の保存修理事業を実施し、修理等に係る費用の一部を助成する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

第2期川越市歴史的風致維持向上計画では、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物を除く100件 (県・市指定有形文化財、登録有形文化財、景観重要建造物)が歴史的風致形成建造物候補となっている。

候補の内、第1期計画で指定した15件については再指定を行うとともに、その他歴史的風致の維持向上に寄与する保存修 理事業等の実施が見込まれる建築物についても必要に応じて指定手続きを進める。

【令和3年度】指定件数2件、 修理件数2件(旧川越織物市場、旧栄養食配給所)

【令和4年度】指定件数0件、 修理件数2件(旧川越織物市場、旧栄養食配給所 ※令和3年度から継続)

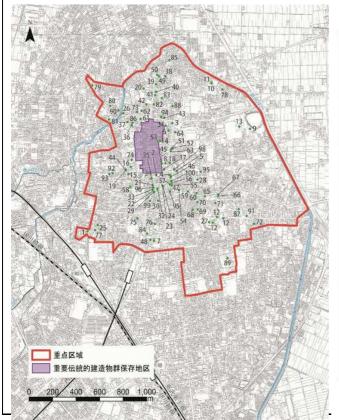
進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☑計画どおり進捗している 口計画どおり進捗していない 保存修理事業の実施にあたっては、歴史的風致の維持向上に寄与する内容であること を確認する必要があるため、指定区分に応じた十分な審査を行う必要がある。また、歴 史的・文化財的価値を損ねないよう、施工方法の事前協議や修理経過の記録が必要で ある。

歴史的風致形成建造物及び候補分布図

歴史的風致形成建造物指定候補一覧(抜



No.	名称		写真	所在地 所有者	装年 指定等区分	関連する 歴史的風致
1	カワモク本部事業 (旧六軒町郵便)			田町 個人	昭和2年(1927) 登録有形文化財 景觀重要譲流物	川越まつりにみる歴 史的国数
2	川越裔工会議所 (但武州銀行川)	被支店)		仲町 川越森工会議所	昭和2年(1927) 登级有形文化財 都市景報業優建築物	川越まつりにみる歴史的風数 物資の集散と商業都市川越にみる歴史的 単数
3	季打ちそば再実 (旧漫宮釣具店)	R		元町1丁目 個人	昭和5年(1930) 登録有影文化財 都市最輕重要建築物	川底まつりにみる歴 史的風数
	後久間族館	奥の間		松江町2丁目 街人	明治44年(1911) 登録有形文化財 景観重要經濟物	川越まつりにみる歴 史的風数
4		#		松江町2丁目 個人	明治44年(1911) 登级有形文化財 景视重要建造物	川焼まつりにみる窟 史的風教
5	日本聖公会 川越キリスト教会	会礼拝堂	A A	松江町2丁目 日本聚公会 北関東教区	大正10年(1921) 登録有形文化財 景観重妻建造物	川越まつりにみる歴 史的風数
6	太陽軒			元町1丁目 法人等	昭和4年(1929) 登録有形文化財 景観重要譲造物	川越まつりにみる歴 史的風数

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況 口実施済 旧川越織物市場整備事業 ■実施中 口未着手 事業期間 平成25年度~令和5年度 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成25年度~平成26年度)、社会資本整備総合交付 金(街なみ環境整備事業)(平成27年度~令和5年度)

歴史的風致形成建造物に指定予定の市所有の旧川越織物市場(市指定有形文化財)及び同敷地内にある旧 計画に記載 栄養食配給所(市指定有形文化財)について、文化財としての復原を行うとともに、建物を生かすため、若手の している内容クリエイターが創業支援を受けながら一定期間制作活動を行う文化創造インキュベーション施設として活用する ための整備等を行う。

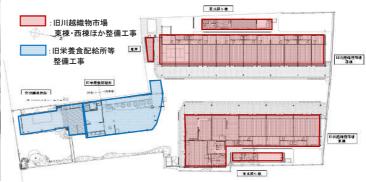
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

整備については、令和2年6月から第1期工事として進めていた旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事が完了した。ま た、令和4年6月には第2期工事として旧栄養食配給所等整備工事の契約締結を行い、建物の復原工事を進めた。 活用については、川越市文化創造インキュベーション施設条例を制定するとともに、市による運営を支援する事業者の選 定を行った。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	令和5年度の施設完成に向けて、引き続き整備工事を着実に進めていく必要がある。また、整備後は文化創造インキュベーション施設として活用することから、文化財としての保存と活用の両立を図る必要がある。



旧川越織物市場整備イメージ図



旧川越織物市場配置図



旧川越織物市場東棟・西棟ほか整備工事



旧栄養食配給所等整備工事

(様式1-3) 進捗評価シート

風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 令和4年度 評価対象年度 現在の状況 口実施済 川越市蔵造り資料館耐震化事業 ■実施中 □未着手

事業期間 平成25年度~令和9年度

支援事業名 市単独事業

川越市蔵造り資料館(市指定文化財旧小山家住宅)は、もと煙草問屋の建物であり、昭和48年以降市所有の 公開施設とされてきたが、店蔵をはじめ文庫蔵・煙草蔵の損傷が著しい。特に店蔵は柱等の腐朽が著しく、大 計画に記載
壁の耐力によって建っている状態と推測される。また、煙草蔵については不同沈下が進行している。解体の程している内容 度や修理方法などの検討を行い、短冊敷地における計画的な修理が必要とされるため、事前調査を実施し、 保存修理及び耐震化工事を行う。

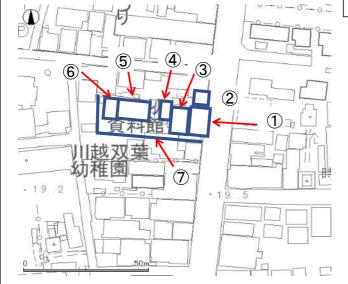
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成30年度に店蔵ほか耐震化工事の受注者の倒産による工事中断後、令和元年度に建物を健全化した上で、より効果的な耐震化 を図るという方針に改めた。令和2年度、方針に基づき、工事途中の店蔵、添屋及び住居棟の解体格納工事を実施した。令和3年度、 庁内で検討した結果、店蔵を先行して耐震化し、その他の建造物は段階的に耐震化を実施するという結論に達した。令和4年度、店蔵 耐震化工事の実施設計業務を委託した。

進捗状況 ※計画年次との対応 実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) ■計画どおり進捗している 工事中断の影響で事業計画の見直しを行ったが、新たな方針に基づき事業を再開 口計画どおり進捗していない し、計画どおり進捗している。

状況を示す写真や資料等

蔵造り資料館耐震化事業対象建造物





店蔵と②添屋(工事前) (1)



① 店蔵と②添屋(解体後)



③ 住居棟(工事前)



③ 住居棟(解体後)



番蔵



⑤ 二番蔵



⑥ 三番蔵



⑦ 南側レンガ塀

進捗評価シート (様式1-3) 評価軸③-6 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況 口実施済 初雁公園整備事業 ■実施中 口未着手 事業期間 令和2年度~令和12年度 支援事業名 社会資本整備総合交付金(都市公園)(令和3年度~令和6年度)、市単独事業 県指定史跡川越城跡にある初雁公園(4.5ha)については、川越城の面影を残す本丸御殿や土塁などの遺構が存在し これらを将来に引き継いでいくため保存活用が必要である。このことから「歴史が人を結ぶ公園」をテーマとし、現在の運動 公園から歴史公園として再整備を行う。整備においては、段階的な整備を行うこととし、当初は県指定文化財の川越城本

している内容

計画に記載
、丸御殿の風格を高めるため周辺に広場を設け、本丸御殿前の構えや北門等の復元を検討していく。

また、併せて、川越城址全体の約33haについて、初雁公園を中心とし貴重な遺構である富士見櫓跡や中ノ門堀跡などの 「面」と標柱などの「点」を道路の「線」でつなぐことにより連携を図り、川越城の総構の認識、城下町とのつながりも強化す るため、見学環境の整備を検討していく。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- ・川越城本丸御殿周辺広場の整備を行った。
- 市制施行100周年の令和4年12月1日に広場の供用を開始した。
- ・絵図にある拾人部屋の遺構表示を兼ねた公園休憩所の整備を行った。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	北門などの復元建築物については、埼玉県指定史跡川越城跡における史跡整備の一環であることから、真正性をもった復元が必要である。このため、発掘調査の結果や各種文献調査の内容を踏まえたうえで、学識経験者の意見をききながら慎重に検討していく。また、平成31年3月に策定した初雁公園基本計画を全体を実現するためには、運動施設等の移転等が必要であることから、社会経済状況を鑑みながら計画の実現に向けて事業推進を検討していく。



曲(3)-7 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況 口実施済 歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクル構築 ■実施中 口未着手

事業期間 令和3年度~令和12年度

支援事業名 市単独事業

している内容

歴史的建造物の所有者、民間事業者及び行政の緊密な連携のもと、未活用の歴史的建造物の健全な保全を 計画に記載図ったうえで流通の促進及び利活用を進め、さらに包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中か ら資金を確保する仕組みの構築を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

歴史的建造物再生・利活用マネジメントサイクルの構築では、川越の歴史的建造物を保存・活用を今後も図っていくた め、所有者、民間事業者及び行政等の緊密な連携のもと、未活用、低利用の歴史的建造物の健全な保全を図ったうえで 流通の促進及び利活用を進め、包括的な施設の管理・運営を行い、事業の経済活動の中から資金を確保する仕組みの構 |築に向けた調査・研究を実施している。

令和4年度は、「川越都市景観シンポジウム」において、「歴史的景観を生かす~まもる・みつける・そだてる~」をテーマ に、歴史的建造物の利活用の方策についての事例発表とトークセッションを実施した。また、歴史的建造物所有者を対象と した、事業資金の調達方法、建物の賃貸借・流通、建物の改修、指定制度等についての個別相談会を開催した。

また歴史的建造物の所有者を対象とした、活用事例に関する啓発用チラシを作成した。

さらに景観重要建造物を将来的に新たな用途に活用するための基礎調査として、対象物件1件について実測調査を行っ

1-0	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☑計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	これまでに行った調査・研究や、具体的な実証実験を基に、本市に特性に適合した事業展開の可能性を更に検討していく必要がある。





事例発表・トークセッション



個別相談会



景観重要建造物の実測調査の様子

支援事業名 市単独事業

計画に記載 山車修理の支援を含む、伝統継承活動を行う川越氷川祭の山車行事保存会をはじめ、川越市の民俗行事の している内容 継承に寄与する活動に対して、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、補助金を交付する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

重要無形民俗文化財の川越氷川祭の山車行事に対し、伝統行事を維持継続して行くための助成を行った。 川越氷川祭の山車行事保存会・川越鳶組合木遣り会へ助成を行った。

川越氷川祭の山車行事保存会の総会を1回開催し、常会を3回開催した。研修会は、2/23の文化財シンポジウム(参加者:282名)を以てその代替とした。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	川越氷川祭の山車行事保存会の課題は、祭り全体における役割やその位置づけを確かなものにしていくことである。また、伝統民俗行事保存会では、後継者育成が大きな課題となっているものの、活動に対する補助金の交付にとどまる。

状況を示す写真や資料等

川越氷川祭の山車行事保存会

構成員 大手町 喜多町 幸町 志多町 末広町 仲町 松江町1丁目 松江町2丁目 宮下町

元町1丁目 元町2丁目 連雀町 六軒町 川越氷川神社氏子総代会

参 与 川越氷川神社宮司

評議員 元十ヵ町会専門委員会委員長

事務局 川越市文化財保護課

令和4年度保存会総会(5月30日開催)

〇総会内容

令和3年度事業報告・決算報告について 令和4年度事業計画(案)・予算(案)について 今年の氷川祭の山車行事について

令和4年度保存会常会

第1回会議(7月20日開催) 第2回会議(9月29日開催) 第3回会議(11月25日開催)

〇議事内容

10/15神幸祭とそれに続く行事について 今後の保存会運営について ほか



曲③-9 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況 口実施済 歴史的地区環境整備街路事業(立門前線) ■実施中 口未着手

事業期間 平成24年度~令和5年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(平成24年度~平成26年度)、社会資本整備総合交付金

している内容

立門前線は、蓮馨寺門前の賑わいを伝える中心的な街路であり、伝統的建造物群保存地区と中心商業地と 計画に記載 の中間に位置し、川越散策のネットワークを構成する重要な位置にある。このため、歩行者の安全性を考慮し つつ、回遊性を高めるとともに歩いて楽しめる界隈づくりを図るため、道路美装化を実施する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

沿線の歴史的な建造物である旧川越織物市場の事業進捗及び重点地区における歩行者ネットワークの整備方針を踏ま え、令和元年度に立門前線西側のみ道路改築(美装化)工事が完了している。

令和4年度は立門前線東側の美装化整備に向けて、下水道の改修工事を行った。

進捗状況 ※計画年次との対応 実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) 立門前線東側については、重機等の通行による路面の破損等の影響を鑑み、旧川越 ■計画どおり進捗している 織物市場の竣工時期に合わせ美装化工事を行うよう、事業者との緊密な協議や調整に 口計画どおり進捗していない より事業を進める必要がある。また、沿線住民や地元商店会等への説明等を行いなが ら円滑に事業の推進を図っていく。

平成19年度 測量完了(西側約70m)

平成23年度 測量完了(東側約150m)

平成27年度 十質調香

平成28年度 予備設計・先進地視察・意見交換会など

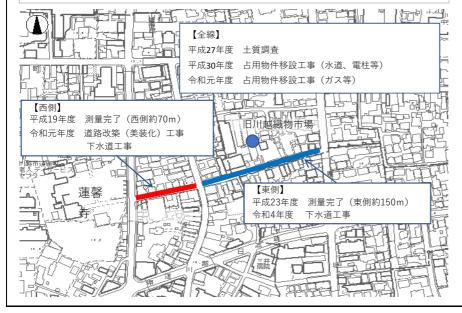
平成29年度 詳細設計・意見交換会など

平成30年度 占用物件移設工事

令和元年度 道路改築 (美装化) 工事及び下水道工事 (西側 延長約70m) 、占用物件移設工事

令和2・3年度 関係各課との情報共有・今後の事業遂行の方向性等にかかる協議実施

令和4年度 下水道工事







【立門前線東側下水道工事】



(様式1-3)

<u>進捗評価シート</u> 評価軸③−10 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況 □実施済 歴史的地区環境整備街路事業(同心町通り線) 口実施中 ■未着手 事業期間 令和7年度~令和10年度 支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 計画に記載 には重要文化財の旧山崎家別邸など、歴史的建造物を残した街路である。 している内容 川越散策ネットワークを構成する位置にあるため、歩行者の安全性を考慮した道路美装化を実施する。 定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で 計画延長約250m。 (未着手事業であるため、評価記載せず。)

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) 進捗状況 ※計画年次との対応 ■計画どおり進捗している 歩行者ネットワークの整備方針と整合を図りながら事業を行う必要がある。 口計画どおり進捗していない



整備前



(様式1-3)

進捗評価シート 評価軸③-1 <u>歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項</u> 評価対象年度 令和4年度 現在の状況 ■実施済 歴史的地区環境整備街路事業(連雀町新富町通線) 口実施中 口未着手 事業期間 令和2年度~令和6年度 支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 連雀町新富町通線線は、伝統的建造物群保存地区と中心商業地との中間に位置し、沿道には登録有形文化 計画に記載 財の旧鏡山酒造や景観重要建造物等の歴史的建造物を残す街路である。 このため、歴史的な街路としての認知度を高め、景観に配慮した道路美装化を実施する。 定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和4年度は、道路美装化工事(連雀町区間, 延長約110m)完了。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	整備にあたり、沿道住民・地元自治会・地元商店会や事業者・関係部署との協議や調整を行いながら、円滑に事業の推進を図っていく。

令和2年度 土質調查・意見交換会

令和3年度 美装化工事(約230m整備済)

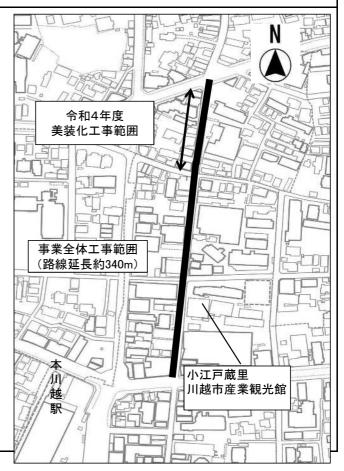
令和4年度 美装化工事(約110m/路線延長約340m)

(令和3年度整備済)



令和4年度 整備済





(様式1-3)

進捗評価シー 評価軸③-12 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況

歴史的風致維持向上地区修景補助事業

口実施済 ■実施中 口未着手

事業期間 平成27年度~令和12年度

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度~令和6年度)、市単独事業

計画に記載

伝統的建造物群保存地区を除く重点区域内の都市景観形成地域において、建築物や看板等の新築行為等 している内容 に対する修景補助を実施し、歴史的町並みや文化財の周辺環境の保全を図る。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

【平成27年度】「川越市歴史的風致維持向上計画修景事業補助金交付金要綱」の策定

【平成28年度】新築修景補助件数 3件

【平成29年度】新築修景ガイドラインを作成し広く周知

【平成30~令和3年度】事業の周知、相談多数

【令和4年度】事業の周知、相談件数1件

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☑計画どおり進捗している 口計画どおり進捗していない 修景と安易な模倣の違いを客観的に審査し公平性を保つ事が課題だが、作成済の新 築修景基準に関するガイドラインを活用することで公平性を担保する。景観阻害物件の 予防及び改善に向け、効果的に実施していく必要がある。

◆ 補助要綱の概要

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成23年法律第40号)に基づく、川越市歴史的風 致維持向上計画に定めた重点区域内のうち、川越市都市景観条例第16条第1項に規定する都市景観形成地域内 において行う、歴史的風致の維持及び向上に資すると認められる、建築物及び工作物の整備又は屋外広告物の掲 示に対して、川越市都市景観条例第23条第3項の規定に基づき補助金の交付を行う。

区分	補助基準	補助対象経費	補助率	上限額
建築物	当地在告準で が成存建には建 が成存を を が成れたのでで がでいるで がでがで がでがで がでがで がでがで がでがで がでがで がでがで がでがで がでがで がでがで がで	道路、公園、広場等の公共の場所から容	9 / 5 以内	300万円
工作物 及び屋外 広告物等		易に望見できる外観 の整備に要する経費		100万円

◆「修景のためのガイドライン」

(一部抜粋)







進捗評価シート (様式1-3) 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況 □実施済 伝統的建造物群保存地区内の景観補助事業 ■実施中 口未着手 事業期間 平成23年度~令和12年度 支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(平成27年度~令和6年度)、市単独事業

伝統的建造物群保存地区においては、川越市独自の伝統的建造物の相似的形状に合わせる景観基準が設 計画に記載 定され、市単独費による補助が実施されてきたが、その補助に対して、平成26年度より社会資本整備総合交付 している内容 金(街なみ環境整備事業)を導入し、地区内住民の修景への動機付けとなるよう、積極的に景観補助を進めて いる。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和4年度は、国庫補助の対象とした景観補助として、新築事業の1件に補助を行った。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	計画的に補助事業を実施していくために、制度の周知や所有者等の意向把握に努める必要がある。

状況を示す写真や資料等

【令和4年度・景観補助の事例】







【事業前】

【事業後】

伝統的建造物群保存地区の歴史的風致と調和する、店舗の新築工事に対し補助を行った。

評価軸③-14

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

	評価対象年度	令和4年度
項目		現在の状況
伝統的建造物群保存地区内保存活動事業への補助事業		□実施済 ■実施中
		□未着手

事業期間 平成23年度~令和12年度

支援事業名 市単独事業

伝統的建造物群保存地区保存活動事業に寄与する団体に対して、町並みの保存を目的として補助金を交付 計画に記載している。

している内容 なお、当該団体は、地区主導により組織され、主にまちづくりに関する一定のルールである「町づくり規範」に 基づいて、地区内の個々の建築行為への協議・助言を行っている。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

川越町並み委員会は、伝建地区内の自主的な審査機関として建築行為等の事前協議を月1回行い、町並みの保存整備において長年にわたり貢献してきている。この活動は、多くの外国人を含む観光客の増加や地域の活性化の大きな要因にもなっていると言える。平成27年3月には、川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体の指定を受けることで、制度的裏付けを持つ事前協議に移行している。委員会と市が協働した持続的なまちづくりにより、伝建地区の歴史的風致の維持向上が図られている。

なお、長年にわたる活動の功績が認められ、元委員長が平成29年11月14日の県民の日に埼玉県表彰を受賞するとともに、川越町並み委員会が平成29年11月20日に地方自治法施行70周年記念地方自治功労者総務大臣表彰を受賞し、さらに令和3年12月2日には自治体学会の田村明まちづくり賞を受賞した。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない 川越町並み委員会における建築行為等の事前協議の必要性については、地区住民や商店主等は概ね認識しているが、テナントへの新規出店者等に対しては、市が連携し機会を捉えて周知を図る必要がある。

状況を示す写真や資料等

川越町並み委員会の構成

- •川越一番街商業協同組合 8名
- ・自治会(4自治会) 8名
- ・NPO川越蔵の会 5名
- 学識経験者 3名
- ・法務アドバイザー 1名
- ・オブザーバー 川越市

川越商工会議所



令和4年度 開催日及び審査件数

□委員会

- 令和4年 4月 25日 4件(改修1,看板1,修理1,その他1)
- ・ " 5月 30日 5件(新築1,改修1,看板1,その他2)
- ・ " 6月 27日 8件(看板3,その他5)
- ・ " 7月 25日 中止
- * " 8月 22日 6件(新築1.看板1.修理2.その他2)
- ・ " 9月 26日 2件(新築1.その他1)
- ・ " 10月 31日 3件(修理1,その他2)
- ・ " 11月 28日 4件(看板2,修理1,その他1)
- " 12月 19日 4件(修理1,その他3)
- ・令和5年 1月 23日 7件(改修3,看板1,その他3)
- " 2月 27日 5件(看板1,その他4)
- ・ " 3月 27日 6件(改修3,看板1,その他2)

口幹事会(町づくり規範改訂部会を含む)

- ・令和4年 5月 23日 1件(その他1)
- ・ " 6月 20日 1件(その他1)
- ・ " 6月 23日 2件(看板1,その他1)

12月 7日 1件(その他1)

- " 7月 4日 2件(看板2)
- ・ " 7月 20日 1件(その他1)
- ・ " 9月 13日 1件(その他1)
- ・ " 10月 24日 1件(その他1)
- ・ " 11月 9日 1件(その他1)

11

・令和5年 3月 13日 1件(その他1)

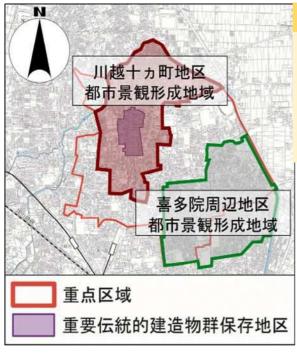
※会議毎に協議及び報告された件数 (継続案件は協議回数を集計しています)

岫③−15 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 評価対象年度 令和4年度 項目 現在の状況 口実施済 まちづくり支援事業 ■実施中 口未着手 事業期間 令和3年度~令和12年度 支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度~令和6年度)、市単独事業 重点区域にある都市景観形成地域「川越十ヵ町地区」及び「喜多院周辺地区」において、地域住民との協働で 作成した都市景観形成基準の運用におけるアドバイスを行う。 計画に記載 また、地域住民の歴史まちづくりへの継続的な参加と、歴史的風致の維持向上に必要な取組みの場としての活 している内容 用に向け、「川越十ヵ町会専門委員会」及び「喜多院周辺地区都市景観協議会」に対し、専門のアドバイザー派 遣支援を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和4年度は、重点区域にある都市景観形成地域「川越十カ町地区」では34件、「喜多院周辺地区」では48件の行為の届 出があった。「喜多院周辺地区都市景観協議会」ついては住宅1件を対象として書面で開催した。「川越十ヵ町会専門委員 |会」については、コロナ禍の影響と、事前協議の対象となる建築物の案件がなかったことで令和4年度の開催は無かった。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☑計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	都市景観形成地域「川越十ヵ町地区」及び「喜多院周辺地区」の都市景観形成基準について、適切に市民に周知し、運用していく必要がある。また、地域住民の歴史まちづくりへの継続的な参加と、歴史的風致の維持向上に必要な取組みの場である協議会等を積極的に開催していく必要がある。



重点区域にある都市景観形成地域での行為の届出件数

川越十ヵ町地区都市景観形成地域 【R4】34件 喜多院周辺地区都市景観形成地域 【R4】48件



都市景観協議会の様子

<u>進捗評価シート</u> (様式1-5)

評価軸⑤-1 効果・影響等に関する報道		*****
		価対象年度 令和4年度
報道等タイトル	年月日	掲載紙等
「織物市場」再生、クリエーターの拠点に	令和4年4月7日	産経新聞
「チリン」聞けば良縁かなう? 縁結び風鈴1500個が夏の涼を演出	令和4年8月23日	朝日新聞
伝統の「川越まつり」3年ぶりに開催	令和4年10月15日	NHKニュース
大声我慢の川越まつり 感染対策「曳っかわせ」は様変わりか	令和4年10月12日	朝日新聞
小江戸の街に3年ぶりの熱気、豪華な山車29台勢ぞろい「コロナの つらさ吹き飛ぶ」	令和4年10月16日	産経新聞
川越・山王塚古墳と鳩山・南比企窯跡、国史跡指定へ	令和4年12月17日	朝日新聞
伝統織物「川越唐桟」、小学生が新柄デザイン	令和4年12月28日	朝日新聞
客20万人!小江戸に新春告げる川越初大師にぎわう 名物だるま 市も 露店は昨年の倍となる40店に	令和5年1月6日	埼玉新聞
川越市文化創造インキュベーション施設、運営支援の公募型プロポーザル	令和5年1月12日	日経BP

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

川越市の維持向上すべき歴史的風致に関する活動及び重点区域内での活動が取り上げられた。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
□計画の進捗に影響あり ■計画の進捗に影響なし	

進捗評価シート (様式1-6)

評価軸⑥−1

その他(効果等)

評価対象年度

令和4年度

項目

市民・行政による歴史的風致維持向上に資する活動

計画に記載 計画内に記載されてはいないが、歴史的風致の維持向上に資する活動が見られたため、進捗評価シートに記している内容 載する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、中止となっていたイベントが感染防止対策を徹底したうえで再開されたり、一部内容の変更して開催されたりと、コロナ禍以前の状態に戻ろうとする傾向が見られている。

進捗状況	※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
□計画の進捗 ■計画の進捗		行政による活動を市民に周知・アピールすることに併せ、イベントなども積極的に実施していく。

状況を示す写真や資料等

民間・行政が主催した歴史的風致維持向上に資するイベント等

伝建地区における自治会等主催防災訓練

主催 地元自治会・商店会及び川越町並み委員会

開催日 令和4年7月15日(金) 場所 川越まつり会館 内容 消防署による講話

簡易型屋外消火栓の操作説明



令和4年度川越都市景観シンポジウム

主催 川越都市景観プロジェクト実行委員会

開催日 令和4年11月5日(土)

場所 ウェスタ川越

テーマ 歴史的景観を生かす~まもる・みつける・そだてる~

内容 事例発表、トークセッション

事業者・所有者に向けた個別説明会 都市景観表彰作品集平成版配布



川越まつり

主催 川越まつり協賛会

開催日 令和4年10月15日(土)16日(日)

場所 川越市内 参加者数 延べ574,000人

初雁公園本丸御殿周辺広場開園記念式典

主催 川越市

開催日 令和4年11月30日(水)

場所 初雁公園

内容 川越火縄銃鉄砲隊保存会による演武

友好都市寄贈による植樹式



評価対象年度

令和4年度

項目

歴史まちづくりの効果

重点区域は、本市の文化財の大部分が集中して存在する歴史的環境エリアでありながら、本市の中心市街地 計画に記載でもある。そのことから、本計画の促進においては、歴史的風致の維持向上だけでなく、未活用の歴史的建造 している内容 物の活用や地域経済の活性化が図られるとともに、川越市全体の魅力向上による観光客数や定住希望者数 の増加、市民満足度の向上などが期待できる。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付

令和2年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症やそれに伴う緊急事態宣言等の影響により、入込観光客数及び外国 人入込観光客数ともに大幅に減少した。

※年度末の完成版作成時に令和4年分の入れ込み客数を加えたグラフを作成します。

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述) 進捗状況 ※計画年次との対応 歴史的風致維持向上計画の認定後、徐々に観光客数が伸びていたが、新型コロナウ イルス感染症の影響により、昨年から引き続き大幅に減少している。新型コロナウイル 口計画の進捗に影響あり ス感染症の今後の影響を見据えつつ、歴史的建造物の整備や周辺環境の整備を推進 ■計画の進捗に影響なし していく。





評価対象年度

令和4年度

・法定協議会等におけるコメント

コメントが出された会議等の名称:第21回川越市歴史的風致維持向上協議会

会議等の開催日時:令和5年2月1日(水)

(コメントの概要)

- ① 旧川越織物市場の順調な復原修理の進捗に満足している。開設にあたっては、事業者や市民にも広く 興味を持ってもらえる施設となるよう精力的に情報発信をしていってほしい。
- ② 市指定文化財である旧川越織物市場整備後の施設運営にあたっては、行政の直営部分と委託部分、 市民を巻き込んだイベントの実施など、他市の取り組みも参考にしつつ、学生や若い年齢層が活用しやす いような工夫も取り入れてほしい。
- ③ 伝統的建造物群保存地区内保存活動事業への補助事業の活動状況として、個々の建築計画の事前協議を行う定例会が記載されているが、平成30年度から取り組んでいる「町づくり規範」の改定の取り組みについても、活動として評価してはどうか。
- ④ 景観重要建造物等修理費補助事業についてコロナ禍以前と比較して、一見違いがわかりにくい小規模な修理や復原が多く、町並み改善の効果の評価が難しい。
- ⑤ 歴史まちづくりの効果について現在は観光客の入込客数を評価の指標としているが、それだけでは市民の意向を確認し難い。定性的な評価になったとしても、他の評価基準があっても良いのではないか。

(今後の対応方針)

- ① 施設整備の進捗状況は市ホームページで公開して来たが、開設に向けたイメージを伝えるコンセプトブックを関係機関等に配布した他、市ホームページでも公開したことで、地元商店会からはエリア全体としての活性化に向けて連携して何か出来ないかという相談もある等、地域に与える影響の大きさを感じており、着実に事業を進めていく。
- ② 施設の大部分を占めるのは創業支援施設であるが、文化財としての公開施設や交流機能施設もあることから、運営に関しては文化財の保存と施設の活用の両立が必要となる。保存と活用の両輪を、官民がそれぞれの得意分野で補完しあえるよう工夫していく。
- ③「町づくり規範」については、伝統的建造物群保存地区決定以前から30年以上にわたり地域のルールブックとしての役割を担っており、町並みの保全での功績は大きい。新たな課題に対する考え方を含めた規範の改定に向けた取り組みについても、歴史的風致の維持向上に資する重要な活動として評価をしていきたい。
- ④ コロナ禍以前の傾向としては、未活用だった建物を活用するための大規模な修理・復原が活発に実施されていた。コロナ禍での傾向としては、現状維持のための最低限必要な修理や原状回復のための復原を希望する案件が多かった。小規模な修理であっても保存のためには必要な行為であることから、単年度の評価に加え、計画期間である10年間という長期的な観点からの評価にもつなげていきたい。
- ⑤ 歴史的風致の維持向上によるまちづくりの効果を客観的に計れるような指標の情報収集を行い、委員の皆様と協議を進めていきたい。